

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

XIII 政治的大衆行動と平和運動

6 国際児童年子どもの人権を守る連絡会議

一九七五年の国際婦人年につづいて、国連は児童権利宣言が採択された一九五九年から二〇年がたった一九七九年を国際児童年、三年後には国際障害者年と決定し、この決定にもとづき、世界一〇三カ国(七九年一月現在)で国際児童年国内委員会が発足し、日本においても七八年六月、政府が国際児童年事業推進会議を発足させ、それぞれの事業にとりくむことになった。

民間の分野においては、「国際児童年京都会議」の発足をはじめとして、全国各地でさまざまにとりくみがなされていたが、七八年二月二〇日、羽仁説子、槇枝元文、櫛田ふき三氏によびかけにより、総評、日教組、自治労、マスコミ共闘、子どもを守る会、民主教育をすすめる国民連合など三四団体が参加して、「国際児童年子どもの人権を守る連絡会議」が結成された。連絡会議は子どもの健康・福祉・文化・教育・世界平和を重点課題に、七九年一月に日本大会を開くことを目標に、五月の子ども月間、八月の夏休みを節に子どもの人権、権利を保障する運動をすすめ、七九年一月には首相宛てにつぎの「要請書」を手交した。

【要請書(一部省略)】

国連は「児童の権利に関する宣言」制定二十周年にあたる今年を国際児童年と決め「宣言」実行の促進を各国政府にもとめています。児童権利宣言には、「人類は児童に対し最善のものを与える義務を負う」と明記されています。わが国は、国連の児童権利宣言にさきがけて、日本国憲法の精神にしたがって児童憲章をもち「児童は人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたっています。また、今年三十年目をむかえた世界人権宣言にも「何人も生存、自由および身体の安全を享受する権利を有する」と定めています。しかし、いま日本の子どもたちがおかれている現状は誠に憂うべきものがあります。長期にわたる不況、インフレのもとでの生活苦、家庭破壊や差別・選別教育などの進行により、子どもたちの全面発達が大きく阻害されています。これは、長年にわたり児童権利宣言や児童憲章を空文化してきた行政の結果といえます。

私たちは、昨年十一月二十日「国際児童年子どもの人権を守る連絡会議」を広範な団体の結集によって結成しゆがめられた子どもたちのしあわせをとりもどし、真に実現させる国民的大運動にとりくんでおり、本年十一月二十日の児童権利宣言制定二十周年記念日には、運動の総結集として「子どもを守る日本大会」(仮称)を用意しています。私たちは、政府が国際児童年を単にお祭りさわぎに終らせることなく、日本の未来を背負う子どもたちの、安全としあわせのための画期的な施策を講ぜられるよう、つぎのことをつよく要請します。

一、政策による児童権利宣言の具体的実現をはかること

一、国際児童年を国連は児童権利宣言の条約化の年として決議(一九七八年三月八日、国連人権委員会)して、次期三十五回国連総会に提案することになっています。日本政府も、これを積極的に支持し、今年を「宣言」の点検の年として行政化をはかること。

- 一、児童権利宣言と児童憲章の宣伝普及につとめること。
- 一、五四年度予算案で、国際児童年関係予算が大幅にけずられたことは、まことに遺憾であり、直にこれを修正し、大幅な予算増を実現すること。

【参考資料】(1)日本労働組合総評議会『総評』(週刊)、「第五九回定期大会・各局報告書」、拡大評議員会資料、教宣局『労働ニュース』など、(2)日本社会党『社会新報』(週二回刊)、『月刊社会党』など、(3)日本共産党『赤旗』(日刊)、『前衛』など、(4)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』など、(5)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』(旬刊)、(7)日本子どもを守る会『子どもを守る』(月刊)、(8)日本母親大会連絡会『母親しんぶん』(月刊)

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
発行 1979年11月10日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 労働旬報社  
2001年9月25日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---